

大阪府告示第193号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があった。

令和6年2月29日

大阪府知事 吉村 洋文

名称		所在地
変更前	変更後	
医療法人東和会東和会いばらき病院	社会医療法人東和会東和会いばらき病院	茨木市駅前三丁目6番23号
医療法人きのした整形外科	医療法人こう樹会きのした整形外科	羽曳野市西浦三丁目5番10号 羽曳野西浦クリニックビル3階
医療法人正志会みやお泌尿器科クリニック	医療法人正志会正志会摂津腎透析クリニック	摂津市千里丘東二丁目10番1号 フォルテ摂津2階